

人 口	(56. 4. 1 現在)
男	15, 349人
女	16, 114人
計	31, 463人
世帯数	7, 728

# 活力ある郷土の創造をめざし

## 五十六年度一般会計予算 六十四億七千四百二十九万円

昭和五十八年度予算は、「活力ある郷土の創造」をめざし、それを実現するため、「幸せな社会福祉の充実」、「快適な生活環境の整備」、「豊かな産業の発展」、「健やかな教育・文化・体育の振興」という四つの柱をたて、限りのある財源の中で、市民のニーズに的確にこたえることを基本に編成しました。

### 五十六年度予算総額は 九十四億三千九百二十一万五千元

本年度の予算規模は、一般会計六十四億七千四百二十九万円（前年度比一一・四％増）市有林造成事業会計など八つの特別会計二十六億二千五百二十九万四千円（前年度比一七・九％増）企業（水道）会計三億三千九百五十三万一千円（前年度比二二・八％減）合計九十四億三千九百二十一万五千元で、前年度比一一・四％増となりました。

国の予算は前年度比伸び率九・九％と、昭和三十四年以来一ケタの伸び率という緊縮予算となっており、また、地方財政計画においても、予算規模の伸び率を七・〇％と低率に押さえる一方、補助事業も前年度比〇・五％増と、極めて厳しい計画となっております。

このような地方財政計画を基調として、市の産業経済情勢を見直しながら、市民の生活基盤の充実を重点に財政の効率的な運用に配慮しました。

歳入においては、受益者負担の適正化をはかるため、市民会館・教育福祉会館の使用料、幼稚園の入園料・保育料について

若干の引き上げを行い、国・県補助金などの財源確保に努めました。

歳出においては、行政需要の増大、多様化に対処しながら、職員定数の現状維持、給与の適正な管理、需用費の節減など、経常経費の徹底した節減をはかり、将来の財政負担に留意しました。

### 幸せな社会福祉の充実

- 寝たきり老人入浴サービス委託 十六万円
- ひとり暮らし老人宅屋根雪おろし人夫派遣 七十八万円
- 父子・母子家庭就学支度金支給 七十九万円
- 父子・母子家庭修学旅行費補助金 三十七万円
- 国際障害者年記念事業 二十三万二千元
- 西児童センター建設事業 四千九百八十二万七千元
- 児童センター常勤所長設置 七十五万円

### 快適な生活環境の整備

- 人間ドック委託事業補助金 三百五十三万五千元
- 都市計画街路事業 五千七百六十六万四千元
- 都市計画公園事業 四千六百四十一万二千元
- 公園整備事業 七百万円
- 土地区画整理事業負担金 一億七千六百五十万円
- 県営道路改良事業負担金 二千七百六十万円
- 県営河川局部改良事業負担金 二百五十万円
- 県営都市計画街路事業負担金 一千六百万円
- 防災行政無線設置負担金 四百五十万円
- 防火水槽新設事業 一千五百四十四万円
- 消防施設整備事業 八百九十九万円
- 道路災害復旧事業 一千四百九十八万一千円
- 下水道管きよ敷設事業 六億九千二百七十二万四千元
- 上水道給水区域拡張事業 三千八百七十二万四千元

### 豊かな産業の発展

- 麦・大豆等生産振興対策事業補助金 六千九十七万円
- 地区再編農業構造改善事業 五千四百三十七万八千円
- 農村総合整備モデル事業 八千八百四十四円
- 農村地域定住促進対策事業 二千二百六十五万円
- 転作等条件整備補助金 四百九十五万円
- 転作推進補助金 二千一百六十五万円
- 農業者労働災害互助制度補助金 二百万円
- 土地改良事業 七百万円
- 団体営農道整備事業 五百三十八万八千円
- 地域集団転作奨励事業補助金 一千三百八十五万円
- 特定作物生産振興奨励事業補助金 八百九十五万二千元
- ほ場整備事業 一千四百八十八万三千元
- 県営農免農道整備事業負担金 五百二十五万円
- 農地等災害復旧事業 六百十五万二千元
- 新林業構造改善事業 八千七百八十三万三千元
- 林道改良事業 六千一百六十九万九千元
- 造林事業補助金 九十三万七千元
- 森林組合強化育成補助金 一百万円
- 広域基幹林道事業負担金 一千四百五十万円
- 豪雪対策融資利子補給金 二百万円
- 各種制度融資貸付金 二億八百万円



▲56年度単年度で改築する北部中学校

### 昭和56年度予算の概要

区 分	昭和56年度	昭和55年度	比較	増減比率
1. 一般会計	6,474,390千円	5,810,141千円	664,249千円	11.4%
2. 特別会計	2,625,294	2,226,746	398,548	17.9
(1) 市有林造成事業会計	32,917	33,000	△ 83	△ 0.3
(2) 育英資金会計	34,102	26,800	7,302	27.2
(3) 国民健康保険会計	920,000	879,040	40,960	4.7
(4) 国民健康保険鹿谷直診勘定	17,600	18,580	△ 980	△ 5.3
(5) 農業共済事業会計	93,154	87,552	5,602	6.4
(6) 土地区画整理事業会計	714,056	529,679	184,377	34.8
(7) 下水道事業会計	795,665	636,495	159,170	25.0
(8) 簡易水道事業会計	17,800	15,600	2,200	14.1
3. 企業会計				
(1) 水道事業会計	339,531	439,809	△ 100,278	△ 22.8
合 計	9,439,215	8,476,696	962,519	11.4

### 健やかな教育・文化・体育の振興

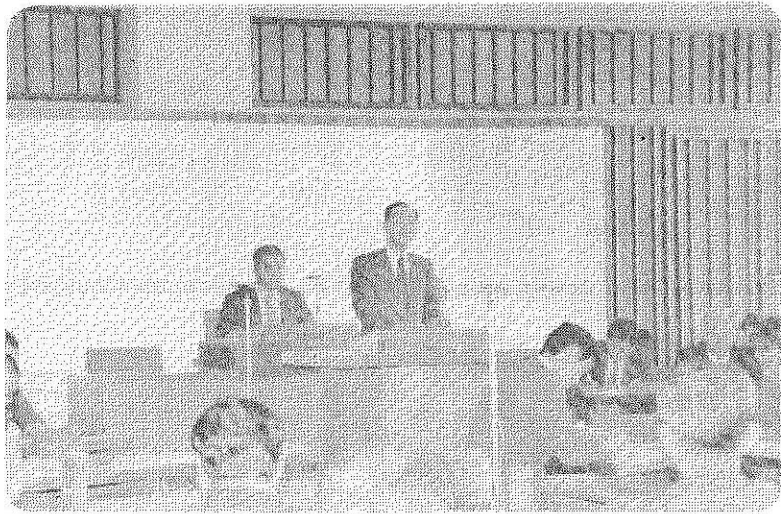
- 幼稚園整備事業 五百十八万二千元
- 平泉寺公民館改築事業 八千三百六十四万五千元
- 体育協会補助金一百九十万円
- 市史資料編第二巻発刊 九百四万二千元
- 北部中学校校舎改築事業 五億五千四百七十五万五千元
- 村岡小学校プール建設事業 四千八百九十二万七千元
- 小学校整備事業 三千四百八十四万三千元

### 明日の勝山を築く 市民運動

▽青少年を育てる運動△

- ◆青少年を守るためにみんなで力を合わせましょう。
- ◆悪書を追放しましょう。
- ◆風俗を毒するポスター・看板をとり除きましょう。
- ◆子どもへ愛の一声運動をすすみましょう。





▲三月定例会市議会であいさつする池田市長

# 勝山市議会 3月定例会 水道事業給水条例の一部改正など 37議案を可決

勝山市議会三月定例会は、三月十一日から会期を延長して三月二十七日までの十七日間わたって開かれ、五十六年度一般会計予算など三十七議案を審議、その結果いずれも原案どおり可決し、閉会しました。

おもな内容は次のとおりです。

- 市長・助役・収入役・教育長の給与および市議会議員・各種行政委員会委員の報酬が改定されました。
- 市民会館の使用料が四月から改定されました。
- 上水道設置区域に「ほう崎」「大袋」「新道」「北山」の各地区が加えられました。
- 水道料金が五月検針分から改定されました。
- 農業共済関係で、災害範囲の拡大や共済金額の増額など改善がはかられました。
- 国民健康保険の葬祭費が「一万五千元」に引き上げられました。
- 教育福祉会館の使用料が四月から改定されました。
- 南児童センターの完成に伴い

設置条例が改正されました。幼稚園の入園料・保育料がそれぞれ「四千元」に引き上げられました。

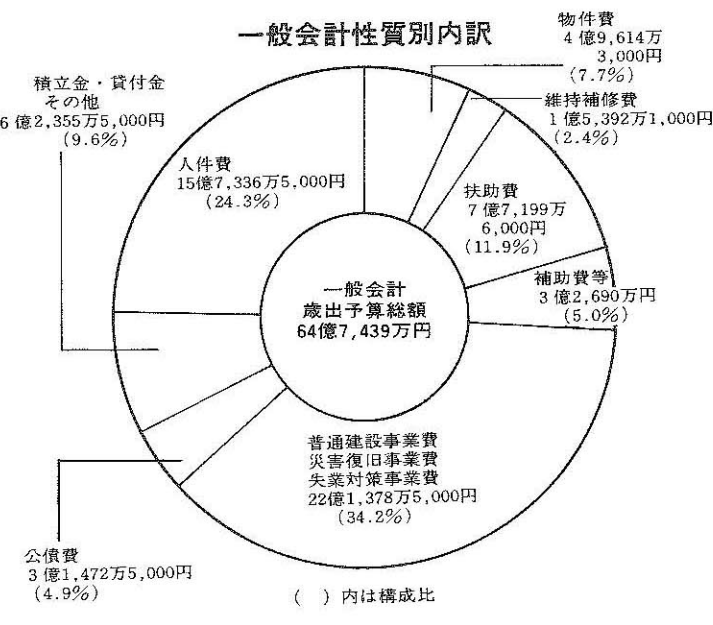
●市農業共済事業損害評価委員会に次のみなさんを委嘱することに同意しました。(敬称略)

江端謙一(平泉寺町平泉寺) 大沢勉(片瀬) 藤沢範也(村岡町滝波) 山内光治(野向町北野津又) 東川秀雄(荒土町松田) 立平三二(北郷町上森川) 石田碓(鹿谷町北西俣) 酒井清三郎(遅羽町新道) 田畑新治(北谷町北六呂師) 武田新衛門(野向町北野津又)

## 一般会計款別内訳

歳入	昭和56年度		昭和55年度		比較	増減比率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
1. 市税	1,616,659千円	25.0%	1,421,806千円	24.5%	194,853千円	13.7%
2. 地方譲与税	78,000	1.2	64,000	1.1	14,000	21.9
3. 自動車取得税交付金	68,000	1.1	63,000	1.1	5,000	7.9
4. 地方交付税	1,631,000	25.2	1,626,000	28.0	5,000	0.3
5. 交通安全対策特別交付金	2,649	0.1	4,700	0.1	△2,051	△43.6
6. 分担金及び負担金	72,509	1.1	66,194	1.1	6,315	9.5
7. 使用料及び手数料	132,113	2.0	118,600	2.1	13,513	11.4
8. 国庫支出金	991,870	15.3	830,615	14.3	161,255	19.4
9. 県支出金	503,521	7.8	420,453	7.2	83,068	19.8
10. 財産収入	69,866	1.1	50,943	0.9	18,923	37.1
11. 寄附金	9,149	0.1	7,806	0.1	1,343	17.2
12. 繰入金	297,000	4.6	128,384	2.2	168,616	131.3
13. 繰越金	100,000	1.5	140,000	2.4	△40,000	△28.6
14. 諸収入	377,654	5.8	379,140	6.5	△1,486	△0.4
15. 市債	524,400	8.1	488,500	8.4	35,900	7.3
歳入合計	6,474,390	100.0	5,810,141	100.0	664,249	11.4

歳出	昭和56年度		昭和55年度		比較	増減比率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
1. 議会費	110,564千円	1.7%	98,624千円	1.7%	11,940千円	12.1%
2. 総務費	820,311	12.7	823,043	14.2	△2,732	△0.3
3. 民生費	1,116,647	17.2	1,046,785	18.0	69,862	6.7
4. 衛生費	440,339	6.8	232,607	4.0	207,732	89.3
5. 労働費	88,538	1.4	85,801	1.5	2,737	3.2
6. 農林水産業費	614,816	9.5	538,381	9.3	76,435	14.2
7. 商工費	240,424	3.7	222,345	3.8	18,079	8.1
8. 土木費	1,141,249	17.6	1,192,970	20.5	△51,721	△4.3
9. 消防費	173,764	2.7	172,534	3.0	1,230	0.7
10. 教育費	1,336,075	20.6	1,066,098	18.3	269,977	25.3
11. 災害復旧費	22,638	0.3	6,565	0.1	16,073	244.8
12. 公債費	315,025	4.9	270,388	4.6	44,637	16.5
13. 諸支出金	50,000	0.8	50,000	0.9	—	—
14. 予備費	4,000	0.1	4,000	0.1	—	—
歳出合計	6,474,390	100.0	5,810,141	100.0	664,249	11.4



## 林野火災を防ごう 山の緑を守る やさしい思いやり!!

これから春さきは、北陸特有のフェーン現象によって山火事が発生しやすくなりますので、次のことを守ってください。

- ### 山焼き、土手焼きをするときの注意
- ①風の吹く日や空気の乾燥した日は火入れを絶対に行わないでください。
  - ②火入れのときは必ず区切って、他へ移らないように少しずつ燃やしましょう。
  - ③火入れをするときは、必ず市林務課で許可を受け、市消防署へ届け出てください。
  - ④土手焼きのときは、火の粉により山林へ飛び火するといふケースが、毎年起きていますので、じゅうぶん注意してください。
  - ⑤必ず消火バケツを用意して、
- ### 山へ行く場合の注意
- ①たばこの吸いながら、絶対に車の窓から投げ捨てないでください。
  - ②たき火など行ったときは、必ずあと始末をしてください。
  - ③くわえタバコで歩かないでください。
- 美しい郷土の山やまを緑で萌えさせましょう。
- 監視人を置いてください。また、完全に消えたかどうか確認をして下山ください。
- 山焼き、土手焼きをする
- 心行楽(山菜とり)などで山へ行く場合の注意
- その他県下各地で、子どもの火遊びによる火事が毎年起きていますので、子どもの火遊びにも、じゅうぶん注意してください。

## 水道料金を改定 五月検針分から

市の水道事業は、昭和五十四年五月現行料金に改定して以来、極力経費の節減に努め、企業の健全財政維持に努力してきましたが、近年経済情勢が厳しく、電気料金、原材料をはじめとする諸物価の高騰、建設投資資金の元利償還などで、昭和五十五年年度において大幅な欠損が生じることになりました。

新年度では、前年度を上回る欠損が生じ、今後ますますふえることは避けられない状態となります。それに加え、水需要は給水人口の増加、市民生活の多様化などによって増加を続けています。

市は、これにこたえるべく施設の整備、拡張を実施して、設備の近代化に努めなければなりません。

このままの状態では、今後どのようにに経営努力をしても正常な水道事業経営を続けることは困難であり、このような事情からやむをえず市議会三月定例会で可決された改正案に基づき、五月検針分から水道料金を改定することになりました。

### 新料金表

使用区分	基本料金(1か月につき)		超過料金(1㎡につき)			
	水量	金額	第1段階	第2段階	第3段階	
家事用	(㎡まで)	円	11㎡から30㎡まで	31㎡から100㎡まで	101㎡から	
	10	700	75円	85円	95円	
	甲種	100	7,000	95円	—	—
営業用	50	3,500	51㎡から100㎡まで	101㎡から	—	
	乙種	50	3,500	85円	95円	—
	丙種	20	1,400	21㎡から30㎡まで	31㎡から100㎡まで	101㎡から
臨時用	1	150	2㎡から	—	—	
浴場営業用	100	7,000	101㎡から	—	—	
学校・病院専用	40	2,800	41㎡から100㎡まで	101㎡から	—	
官公署・団体専用	30	2,100	31㎡から100㎡まで	101㎡から	—	

市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

新料金は次のとおりです。

# 大豪雪で延期の成人式 新しい門出を祝う ことしは 383人

六十何年ぶりの大豪雪により延期されていた昭和五十六年勝山市成人式が、三月二十二日教育福祉会館で行われました。この日、教育福祉会館は、朝早くから美しく着飾った新成人たちがロビーにあふれ、はなやかなふんい気となりました。今年、新成人となったのは男子百八十六人、女子百九十七人の計三百八十三人です。

新成人たちは、各地区ごとに受付をし、午前十時二十分、来賓が拍手で迎えるなかに入場、式典がはじまりました。

まず、齋藤慶四郎教育委員長が式辞を述べたあと、新成人感想作文入選者の表彰があり、入選者を代表して、壺内正美さん(滝波町四丁目)が自分の作品「成人式を迎えて」を朗読しました。

次に、昨年八月に健康検査を受けた新成人に成人健康手帳の贈呈があり、齋藤忠教育長が代表の杉平浩克君(元町二丁目)に手渡しました。

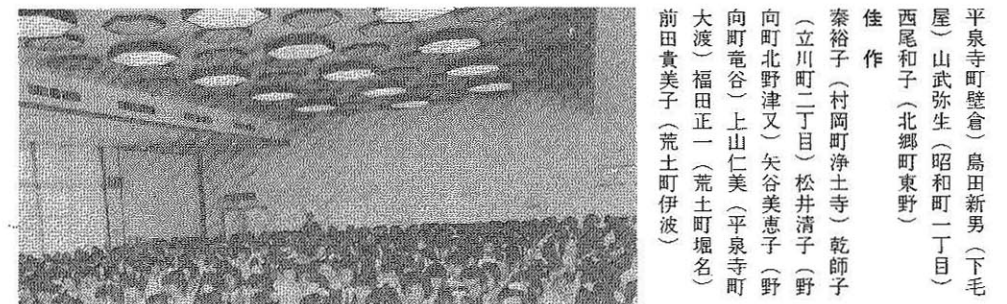
このあと、池田市長がお祝いのことばを述べましたが、この

中で「新成人のみなさんこそ、明日の勝山を築く原動力である。どうか二十一世紀の勝山を目指すいろいろな意見や考えを、どしどし聞かせてほしい」と新成人に期待を寄せました。

続いて、今井市議会議長、小林喜博青年団体連絡会長もそれぞれ、お祝いや激励のことばを贈りました。

これに対し、新成人を代表して、島田雅仁君(鹿谷町北西保)が「単に大人になったという満足感におぼれることなく、明日への国づくりを背負って立つにふさわしい人となるため、力いっぱい努力していきたい」と力強く誓いのことばを述べて、式典を終わりました。

式典のあと、金沢大学薬学部助教授の木村久吉先生から「美しい日本の自然」と題しての記念講演がありました。



平泉寺町(壁倉)島田新男(下毛屋)山武弥生(昭和町二丁目)西尾和子(北郷町東野) 佳作 秦裕子(村岡町浄土寺)乾師子(立川町二丁目)松井清子(野向町北野津又)矢谷美恵子(野向町竜谷)上山仁美(平泉寺町大渡)福田正一(荒土町堀名)前田貴美子(荒土町伊波)



期待が寄せられる新成人 誓いのことばを述べる 新成人代表の島田雅仁君

## 県政広聴員 青年広聴員 決まる

昭和五十六年度の福井県政広聴員および福井県青年広聴員に次のみなさんが委嘱されました。(敬称略)

●県政広聴員  
 松村忠短(本町一丁目) 荒井寿美恵(元町二丁目) 中村喜春(片瀬) 田島忠正(平泉寺町平泉寺) 笹木直美(長山町二丁目) 田中なつ(北谷町木根橋) 武田仁雄(野向町北野津又) 多田忠(荒土町松田) 津田彦人(北郷町松曾谷) 牧野静子(鹿谷町保田) 伊藤清美(遅羽町ほう崎)

●青年広聴員  
 多田公美(立川町一丁目) 笹木茂紀(野向町二丁目) 吉田裕(鹿谷町保田) 梨木友江(村岡町滝波) 広田栄治(荒土町伊波) 笠川大作(北郷町坂東島) 上山仁美(平泉寺町大渡) 多田潤子(栄町一丁目)

昭和56年(1981年) 国際障害者年

みんなが参加し  
みんなが平等に暮らせる  
よい社会づくりを

障害をもつ人の  
社会への完全参加と平等

〈テーマ〉完全参加と平等

消費者行政に対する意見、要望を行政に反映させ、消費者行政の適切な推進をはかるため、市は次のみなさんを昭和五十六年度勝山市消費生活モニターに委嘱しました。

モニターの役割として、指定品目の物価調査などがあります。商店のみなさんのご協力をお願いします。(敬称略、順不同)

山本ちよ子(旭町二丁目) 古川春子(元町三丁目) 松浦澄江(立川町二丁目) 中山節子(本町

## 新成人感想作文優秀作品 「成人式を迎えて」

滝波町四丁目 壺内正美

晴れて成人式を迎えることができまして心からうれしく思います。今、成人という人生の節を迎え、じゅうぶん自分の生き方を見つめ直してみたいと思います。

私は現在、愛知県にいます。トヨタ自動車工業に勤めています。この県外への就職は、これという苦勞もせず順境に育ってきた私には、いばらに囲まれたような毎日でした。このときほど自分という人間の弱さを教えられたことはありません。

また、このときほど親や兄弟、そして友だちのありがたさをひしひしと感じたことはありません。

世の中に生きるといふことは、人間関係で成り立つものだということがよくわかりました。社会に出て、またそれに加えて知

何かを身につけたくて、昨年の夏から Hammondオルガンを習い始めました。 Hammondオルガンの音色は、すっかり私を夢中にさせ、特に一曲一曲マスターにさせ、喜びは言葉に表しきれません。これは、以前の単調な生活に潤いを与え、私の生きがいに

成人になったからといって、今すぐ目に見えて変わるわけはありませんが、今まで気軽に抱えていた印鑑のたいせつさ、今まで無関心だった選挙への参加など、大人としての権利を得た意味をよく理解し、真剣に取

市民のみなさんと役所のパイプ役として、行政上の苦情や要望について、市民のみなさんの相談相手となる行政相談委員に横山茂男さん(元町二丁目十二十八番八―三三五六)が、行政管理庁長官から委嘱されました。

役所や公社などの仕事について

・説明に納得できない  
 ・このようにしてほしい  
 ・処理がまちがっている

・どうすればよいかわからない  
 ・処理が遅い  
 ・不親切な扱いを受けた  
 ・などの苦情や要望をお持ちのかたは、お気軽にご相談ください。

行政相談委員は公平な立場で、必要な助言をしたり、関係の役所に連絡してその解決をはかることになっていきます。

## 行政相談委員に 横山茂男さん

お買物は  
市内でしまじょうり

二丁目) 森内定子(沢町二丁目) 織田和子(栄町三丁目) 千京ミサヲ(平泉寺町赤尾) 上山当志子(猪野) 中野清子(郡町二丁目) 加藤満子(北谷町北六丁目) 大久保訓子(野向町聖丸) 水井一子(荒土町北宮地) 津田喜久子(北郷町松曾谷) 松村千寿子(鹿谷町北西保) 酒井節子(遅羽町大袋)

お買物は  
市内でしまじょうり

お買物は  
市内でしまじょうり



# 国民健康保険の手続き こんなとき世帯主は 必ず届け出を

届け出はすみやかに  
四月は卒業、就職、退職と被  
保険者の異動の多い月です。  
世帯主は自分の世帯の被保険  
者に異動のあったときは、必ず

十四日以内に届け出しなければ  
なりません。  
届け出がとれると……  
国保の被保険者であるかどう  
かは、世帯主の届け出によつて  
はじめてわかります。したがつ  
て、この届け出がとれるとい  
ろいろな面で困ることになりま  
す。

- ① 病气やけがをした場合、保  
険治療を受けられませんか。
- ② 届け出がとれればおくれ  
るほど、保険税をさかのぼつ  
て納めなければならぬので、  
負担を強く感じます。

## 被保険者証の 再交付について

最近、他人の被保険者証を悪  
用した犯罪が発生しています。  
それを防止するために、再交  
付申請の際、申請者が本人であ  
るかどうかが、確認することに  
なりました。確認の方法は、免許  
証、身分証明書もしくは面識者  
(市職員)ですが、これがない  
ときは本人あて郵送します。

## 労働保険(雇用保険・労災保険) 年度更新のお知らせ

申告と納期限は五月十五日です

労働保険の昭和五十五年年度確  
定保険料と昭和五十六年度概  
算保険料の申告、納付の時期  
になりました。

事業主のみならず、すでに  
お届けしてある「労働保険概  
算・確定保険料申告書」は、  
早めに提出しましょう。  
(四月一日から取り扱ってい  
ます。)

失業者の予防、雇用機会の増  
大などのため雇用安定事業等  
に充てられていた費用につい  
て、「労働保険の保険料の徴  
収等に関する法律」の弾力条  
項に該当することになったた  
め、昭和五十六年四月から事

	こんなときは手続きを	手続きに必要なもの
国保には いる場合	1. 職場などの健康保険をやめたとき	印かん。家族に国保加入者がある場合、被保険者証。
	2. 転入したとき	印かん
	3. 子どもが生まれたとき	印かん。被保険者証
	4. 生活保護を受けなくなったとき	印かん
国保をや める場合	1. 職場の健康保険にはいったとき	印かん。両方の被保険者証(職場の保険証が未交付のときは証明できるもの)
	2. 転出するとき	印かん。被保険者証
	3. 死亡したとき	印かん。被保険者証
	4. 生活保護を受けるようになったとき	印かん。被保険者証
その他 の場合	1. 市内で住所が変わったとき	印かん。被保険者証
	2. 世帯主や氏名が変わったとき	印かん。被保険者証
	3. 世帯を分けたり、いっしょにしたとき	印かん。被保険者証
	4. 被保険者証をなくしたとき	印かん。本人を確認できるもの
	5. 高額療養費の支給を受けるとき	印かん。高額療養費支給申請書。領収書
	6. 子弟が修学で他の市町村に転出する ため別の被保険者証が必要とき	印かん。在学証明書。被保険者証

(注) 転入、転出、転居などのときは届けといっしょに手続きをしなければなりません。

局、労働基準監督署、福井県  
雇用保険課、公共職業安定所  
でも受け付けています。もし  
申告についてわからない点が  
ありましたら、貸金台帳(建  
設事業者は契約書、工事台帳)  
と印鑑をご持参のうえご相談  
ください。

●くわしいことは、福井県商工  
労働部雇用保険課(☎〇七七  
六―三三―一―一内線五〇  
三番)または福井労働基準局  
(☎〇七七六―二二―二六五  
五番)へお問い合わせくださ  
い。



●労働保険料の申告納付の手続  
きは、四月二十四日(金)午前十  
時から午後四時まで、勝山建  
設業会館に集合受付会場を開  
設しますのでご利用下さい。  
また、申告書は福井労働基準

日本労働協  
会(政府関係  
法人)および  
福井県では、  
職場で働く人  
の技能訓練過程  
にある人の体  
験やそれに基づ  
く意見を次  
の要領で募集  
しています。  
次のうちから  
① 募集テーマ  
② 応募枚数 四百字詰原稿用  
紙四〜六枚(原稿用紙のペ  
ージめに住所、氏名、年齢お  
よび職業を明記、また職業訓  
練生はその旨明記のこと)  
③ 応募作品は返却しません。  
応募資格 職場で働く人お

よび職業訓練を受けている人  
であればだれでもけっこう。  
締め切り日 五月六日(水)  
(当日消印有効)  
⑤ 原稿送付先 福井市月見五  
丁目四―二三 福井県庁月見  
仮庁舎 福井県商工労働部勞  
政課  
⑥ 入賞者発表 七月一日(水)  
入賞者は七月月上旬までに直接  
通知します。  
⑦ くわしくは 福井県政課  
(☎〇七七六―三三―一―一  
内線四九〇番)へお問い合わせ  
ください。

## 長山ナイター設 備の使用料改正

長山グラウンドナイター使用  
料が別表のとおり改定されまし  
た。

なお、使用申し込みについて  
は使用する月の前月一日から休  
育課で受け付けています。  
くわしくは市教育委員会体育  
課(☎八―一―一内線三六九  
番)へお問い合わせください。

附属 設備	使用区分	使用時間	使用料	超過料金
照明 施設 (四基)	市民が使用する 場合	午後7時から 午後9時まで	6,000円	超過時間が30分 未満のときは使 用料金の4分の 1増。 30分以上1時間 未満のときは使 用料金の4分の2 増とする。
	市民以外の者 が使用する場 合	"	12,000円	
	市民が市民以外 の者と混合使 用する場合	"	9,000円	

## 3月市消費生活モニター生活関連物資小売価格調査結果表

調査品目	規格	市平均	県平均	前年同平均
砂糖	上白糖(1kg)	299	291	286
ブレスハム	JAS標準品 100g	196	—	175
小麦粉	薄力(1kg)	206	—	175
みそ	中級品(1kg)	347	—	318
天ぷら油	ピン入(1.8ℓ)	588	—	565
サラダ油	ピン入(1.8ℓ)	519	595	636
キッコーマン	濃口ピン入(2ℓ)	510	517	486
しょう油	その他(1.8ℓ)	484	—	453
バター	カルトンス (225g)	345	347	336
マヨネーズ	300g	201	—	200
鶏卵	Mサイズ(10コ入)	294	294	241
牛肉	もも肉(100g)	361	343	335
豚肉	もも肉(100g)	179	184	216
洗濯用洗剤	合成洗剤 (2,650g)	913	907	751
インスタント コーヒー	ピン入(150g)	1,084	1,024	1,015
ラップ	塩化ビニリデン (30mm×20m)	217	225	188
ティッシュ ペーパー	400枚 (240mm×200mm)	137	151	142
トイレット ペーパー	4コ組 (55mm)	162	181	149
ブリーフ	綿100% Mサイズ	416	438	410
灯油	店頭渡し	18ℓ 1,459	1,416	1,382
	配達	18ℓ 1,464	1,424	1,395
プロパンガス	5m <sup>3</sup>	2,601	2,505	2,384

## 各種相談

- ★人権擁護相談
- ★行政相談
- ★交通事故相談  
日時 五月十四日(木)  
午前十時〜午後三時  
場所 教育福祉会館一階和室
- ★心配ごと相談  
日時 四月二十二日(水)  
五月十三日(水)  
五月十三日(水)  
午前十時〜正午
- ★法律相談  
(心配ごと相談と併設)  
日時 五月 六日(水)  
午前十時〜午後三時  
場所 教育福祉会館身障者図書
- ★結婚相談  
日時 五月 一日(金)  
五月 十五日(金)  
午前十時〜午後三時  
場所 教育福祉会館相談室
- ★三歳児・二歳半児健康診査  
日時 四月二十四日(金)  
午後一時半〜三時  
場所 勝山保健所二階  
該当児 三歳児(昭和五十五年四月生)  
一歳半児(昭和五十四年四月生)
- ▽三か月児健康診査  
日時 五月 一日(金)  
午後一時〜三時  
場所 勝山保健所二階  
該当児 三か月児(昭和五十六年二月生)



## 保健ガイド

◇日時・場所  
四月二十日(月)  
午前十時〜午後三時  
平泉寺白山神社前  
午後〇時三十分〜三時  
勝山市役所

今月の納税  
固定資産税 第一期分  
軽自動車税  
四月三十日までに忘れずに  
納めてください。

たばこは灰皿のあるところで...  
ちよっとした心づかいも味のうち  
日本煙草会社